

「種子の会 とちぎ」呼びかけ人会議 議事録

1. 開催日時 2018年12月14日 16:00~18:00 参加者 別紙
場 所 NPO法人民間稲作研究所有機農業技術支援センター
2. 議長選出 仮事務局員齋藤一治より下記の2名が提案され全会一致の賛成で議事が進行された。
議長団 石崎幸寛（上三川町町議会議員）・稲葉光國（NPO法人民間稲作研究所）

3. 協議内容

(1) 役員を選出及び活動の方針と会の運営

①共同代表、下記4名を全会一致で選出。

石崎幸寛（議会議員関係者共同代表）、稲葉光國（農業技術研究団体等共同代表）

古谷慶一（主要農作物生産者共同代表）倉持まゆみ（消費者団体 共同代表）

②活「動方針を下記の通り決定。

i) 主要農作物の種子などの安定供給を保障するための県条例の制定。

ii) 主要農作物（稲・麦・大豆・油脂作物）及び野菜（イチゴ等）の生産振興に関する取組

③会の運営について下記の通り決定。

i) 会の名称 「種子の会とちぎ」

ii) 会の目的 県条例の制定及び主要農作物の生産振興

iii) 事務局 共同代表4名及び事務局員齋藤一治、三輪英理子氏の2名で運営する。

iv) 財 政 集会などの参加費及び寄付金等で賄う。

(2) 条例制定を求める要望書の検討・取りまとめ

別紙1のとおり採択された。

(3) 当面（12月～3月）の行動計画

①要望書の提出 12月第3～4週 県議会議長及び県知事に提出する。

②署名活動

別紙2の署名用紙にて1月31日を第一次集約日とし、1500名を目標に署名を集め、2月上旬に関係部局に提出する。

③シンポジウムの開催

2019年2月16日（土）午後2:00～17:00に集会を開催する。内容は別紙3で準備する。

④県条例素案をめぐる懇談会等を2月下旬目標に開催するよう関係者と調整する。

⑤県条例の最終案を確定する前に公聴会を開催するよう働きかけ、県条例に県民の意見を反映するよう努力する。

⑥3月中旬にパブリックコメントへの意見集約を行い、関係部局に提出する。

⑦「種子の会とちぎ」への参加団体、個人を募る。

(4) その他

①日本の種子を守る会への参加について、団体として参加する方向で検討する。

2018年12月17日 作成

議事録署名人 石崎幸寛

稲葉光國

古谷慶一

倉持まゆみ

主要農作物の種子の安定供給に関する条例の制定を求める要望書

栃木県知事 福田富一 様

昨年の通常国会で主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）が廃止されました。

この種子法は終戦直後の食料危機の再来を防止するために主食の安定した国内生産を担保すべく制定された法律で、国や都道府県が主要農作物の種子を安定的に供給することを義務付けました。この法律によって稲や麦・大豆などの主要農作物の国内生産の基盤が整備され、厳しい国際貿易環境の中で辛うじて、自前の種子による稲・麦・大豆の生産が行われ、国産種子による自給率向上の努力が続けられてきました。

しかるにその根拠法である種子法が廃止されたことにより、種子価格の高騰はもとより、在来種子の維持や自家採取が出来なくなる恐れが出てきました。また、内外の民間企業による F1 種子や遺伝子組み換え種子が販売され、特定の農薬と化学肥料の使用が義務付けられた生産基準によって農家の自由な生産が制約され、安心安全な主要農産物の生産が阻害される可能性が生じてきました。

つきましては、下記の事項について強く要望致します。

記

- 1 主要農作物種子法に依拠して実施されてきた県の取り組みに滞りが生じないよう、予算措置や人員の確保等を保障して下さい。
- 2 県条例の制定に際し、広く県民の意見を聞く懇談会等を開催し「県条例」に反映させて下さい。
- 3 稲・麦と並んで土地利用型農業の中心作物である大豆は日本を含む東アジアが原産地であり、本県でも優良な在来大豆が数多く伝えられています。この貴重な大豆の種子の保全と普及に関する規定を是非盛り込んでください。
- 4 大豆は自家受粉作物ですが虫媒による交雑があり、近隣で遺伝子組み換え大豆が栽培されると、非遺伝子組み換えの表示や有機大豆の生産が不可能になる恐れがあります。よって遺伝子組み換え作物等の作付けに対する規制を県条例に盛り込んでください。

以上、要望書を提出します。

平成 30 年 12 月 27 日

「種子の会とちぎ」 共同代表

稲葉 光國

石崎 幸寛

古谷 慶一

倉持まゆみ

主要農作物の種子の安定供給に関する条例の制定を求める要望書

栃木県議会議長 五十嵐清 様

昨年の通常国会で主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）が廃止されました。

この種子法は終戦直後の食料危機の再来を防止するために主食の安定した国内生産を担保すべく制定された法律で、国や都道府県が主要農作物の種子を安定的に供給することを義務付けました。この法律によって稲や麦・大豆などの主要農作物の国内生産の基盤が整備され、厳しい国際貿易環境の中で辛うじて、自前の種子による稲・麦・大豆の生産が行われ、国産種子による自給率向上の努力が続けられてきました。

しかるにその根拠法である種子法が廃止されたことにより、種子価格の高騰はもとより、在来種子の維持や自家採取が出来なくなる恐れが出てきました。また、内外の民間企業による F1 種子や遺伝子組み換え種子が販売され、特定の農薬と化学肥料の使用が義務付けられた生産基準によって農家の自由な生産が制約され、安心安全な主要農産物の生産が阻害される可能性が生じてきました。

つきましては、下記の事項について強く要望致します。

記

- 1 主要農作物種子法に依拠して実施されてきた県の取り組みに滞りが生じないように、予算措置や人員の確保等を保障して下さい。
- 2 県条例の制定に際し、広く県民の意見を聞く懇談会等を開催し「県条例」に反映させて下さい。
- 3 稲・麦と並んで土地利用型農業の中心作物である大豆は日本を含む東アジアが原産地であり、本県でも優良な在来大豆が数多く伝えられています。この貴重な大豆の種子の保全と普及に関する規定を是非盛り込んでください。
- 4 大豆は自家受粉作物ですが虫媒による交雑があり、近隣で遺伝子組み換え大豆が栽培されると、非遺伝子組み換えの表示や有機大豆の生産が不可能になる恐れがあります。よって遺伝子組み換え作物等の作付けに対する規制を県条例に盛り込んでください。

以上、要望書を提出します。

平成 30 年 12 月 27 日

「種子の会 とちぎ」 共同代表
稲葉 光國
石崎 幸寛
古谷 慶一
倉持まゆみ

主要農作物の種子の安定供給に関する県条例の制定を求める署名

「種子の会 とちぎ」 呼びかけ人 (アイウエオ順)

阿部和子 (日光市議会議員)、荒川治 (アジア学院)、安藤良子 (小山市議会議員)、石川均 (農業・流通)、石崎幸寛 (上三川町議会議員)、磯辺香代 (下野市議会議員)、稲葉光國 (NPO法人民間稲作研究所)、稲葉勇美子 (日本の稲作を守る会)、大谷洋三 (大豆乃館)、杳掛健一 ((株)三柵屋)、倉持まゆみ (よつ葉生活協同組合)、小池篤史 (政党職員)、古口葉子 (とちぎコープ生活協同組合)、國母克行 (農民連)、齋藤一治 (NPO法人民間稲作研究所)、齋藤民江、杉山修一 (杉山農場)、関塚学 (有機農業ネットワークとちぎ)、竹内明子 (栃木県生活協同組合連合会)、舘野廣幸 (舘野かえる農場)、螺良昭人 (栃木県議会議員)、富居登美子 (よつ葉生活協同組合)、中村節子 (下野市議会議員)、野村せつ子 (栃木県議会議員)、早川幸子 (生活クラブ生活協同組合)、古谷慶一 (栃木県農業士)、本間真二郎 (那須烏山市七合診療所)、益子友幸 (環境問題を考える会)、松井正一 (栃木県議会議員)、松岡美代子 (松おか[食堂])、三嶋寛子 (保育士)、水口博 (グリーンファーム水口)、三輪英理子 (よつ葉生活協同組合)、村尾光子 (下野市議会議員)、山口恒夫 (栃木県議会議員)、山田みやこ (栃木県議会議員)、渡辺のりよし (政党職員)

2018年12月27日 現在 (今後も賛同者を募集していきます)

共同代表 稲葉 光國
石崎 幸寛
古谷 慶一
倉持まゆみ

主要農作物種子法の廃止と県条例制定運動公開シンポ（案）

主催：NPO法人民間稲作研究所 共催：「とちぎ種子の会」

2017年通常国会で主要農作物種子法の廃止が可決成立し2018年4月1日より、法的な裏付けがないまま、辛うじて各県の種子の供給事業は継続してきました。この不安定な環境を解消しようと各県で県条例を制定する運動が沸き起こり、兵庫・埼玉・新潟・山形・北海道・富山と官民一体の制定運動が実を結びつつあります。また近年の法改正は種子法だけでなく遺伝子組み換え食品の表示厳格化や農薬取締法の改定、グリホサートの残留基準の緩和など、多国籍企業による日本農業の全面的な支配が進みつつあります。このまま放置すれば子供たちの未来に大きな災禍をもたらします。こうした事態にどう対処すべきか各県の条例制定運動の動きを共有しながら超党派で取り組みを開始した「とちぎ種子の会」の運動について意見交換を行いたいと思います。是非ご参加下さい。

会場 コンセーレ（財団法人栃木県青年会館）〒320-0066 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
電話028-624-1417 FAX028-624-1843 E-mail: concere@olive.ocn.ne.jp

日時 2月16日（土） 13:00～17:00

日程 12:30～13:20 「種子」の映画上映と解説：ブース展示・即売
13:00～13:30 受付 13:30

主要農作物種子法廃止と県条例制定運動

（13:35～17:30 進行 齋藤一治・古谷慶一）

開会あいさつ・来賓あいさつ（主宰者及び栃木県議会議長）

（13:30～13:10）

特別講演 種子法廃止の真相とその問題 山田正彦（弁護士・元農水大臣）交渉中

報告 各県の県条例制定運動の現状と課題 & パネルディスカッション

1 北海道で進む種子条例制定運動とその特徴

久田徳二（北海道大学客員教授・交渉中）

2 山形県における種子条例制定運動と自給圏構想

3 栃木県における種子条例制定の概要と今後の展開

栃木県農政部生産振興課職員（交渉中）

4 とちぎ種子の会より 条例制定への提言

とちぎ種子の会 共同代表

（総合討論 主要農作物の種子に関する県条例制定と生産振興をめぐって）

コーディネータ 齋藤一治・石崎幸寛

16:30～17:00

閉会あいさつ